

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年2月2日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月19日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成27年2月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 詫間越新池地区	三豊市建設経済部土地改良課
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 室本池地区	観音寺市経済部農林水産課